

※弊社では「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守して募集型企画旅行を企画・実施いたします。そのためお客様のご旅行を安全に実施するために体調をお伺いしたり、また出発当日朝に非接触式検温器による検温を実施する等、お客様の体調によってご出発いただけない場合もございます（その際は規定の取消料を申し受けます）。

※当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へご挨拶を兼ねた確認電話を差し上げておりません。確認電話がご入用の方は、お手数ですがご出発3日前までにお電話にてお申し付けください。但し、日中ご不在の場合などはご連絡がつかない場合がございますので、予めご了承ください。

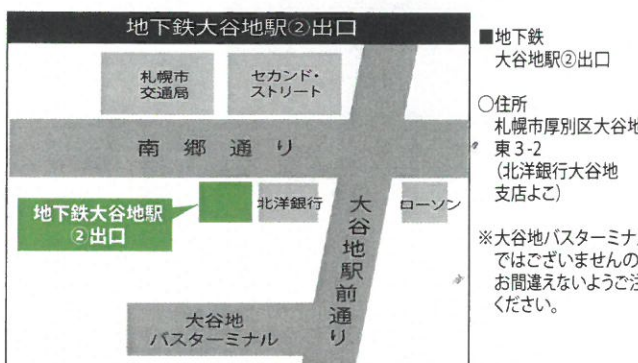
※出発当日朝の緊急連絡先／080-1890-6029
(当日以外は不通となっております。)

集合場所のご案内



■中央バス
札幌ターミナル
○住所
札幌市中央区大通
東1丁目3番地
(北海道四季劇場よこ)

※大通バスセンターでは
ございませんのでお間違
えなようご注意ください。



■地下鉄
大谷地駅②出口
○住所
札幌市厚別区大谷地
東3-2
(北洋銀行大谷地
支店よこ)

※大谷地バスターミナル
ではございませんので
お間違えなよう注意
ください。

旅行条件【要旨】 お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読み下さい。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は(株)シービーツアーズ(以下「当社」といふ)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか別途お示しする旅行条件書(全文)、出発前にお送りする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期
(1)所定のお申込み期を記入し、下記のお申込み金を添えてお申込みください。お申込み金は、旅行代金お支払の原資としてさせていただきます。
(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の最終確認した翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込み金の支払いをさせていただきます。
(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込み金を受領したときに成立するものとします。
(4)お申込み金(お一人様)

旅行代金	お申込み金	旅行代金	お申込み金
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	代金の20%
10万円未満	20,000円		

●団体・グループの契約について
(1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。
(2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(3)当社は、契約責任者が構成者に対して親に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、同らの責任を負うものではありません。
(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日以内または前日(お申込みが閉鎖の場合は当社が指定する前日まで)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し込みがない限り、お客様の承諾日となります。

●旅行代金の適用
(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用のコースは満3歳以上)12歳未満の方は子ども代金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認ください。

●旅行内容の変更
当社は、旅行契約締結後であっても、天災地災、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関係し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらじの速やかに当該事由が当社の関係し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

●旅行代金の変更
前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けない旅行サービスに対して取消料、契約料その他に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことに伴って変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更いたします。

●取消料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日10日以前(日曜日旅行にあっては11日)	無料
21日以前(日曜日旅行にあっては10日以前(3-6を除く))	旅行代金の20%
37日以前(日曜日旅行にあっては36日以前(4-6を除く))	旅行代金の30%
41日以前(日曜日旅行にあっては40日以前)	旅行代金の40%
51日以前(日曜日旅行にあっては50日以前)	旅行代金の50%
旅行開始日の前日	旅行代金の100%

●特別給付を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページに記載する取消料にいたします。
*当社の責任にない各種ローンの取扱いの事由に基づき、お取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
*お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等旅行の一部の変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

(2)お客様は下記に該当する場合は、取消料なくして旅行契約を解除すること

ができます。

①契約内容の重要な変更が行われたとき
②前項に基づき旅行代金が増額決定されたとき
③不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
④当社がお客様に対して、別途定める日まで、最終日程表を交付しなかったとき
⑤当社に旅行の開催につき自由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
⑥当社による旅行契約の解除及び旅行中止
(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
(2)次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
●お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
●お客様が病気、必要な介護その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
●お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
●お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき
●お客様の人数が契約書面に記載した最少旅行人数に満たないとき。
この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日以内または前日(日曜日旅行は3日以前)に旅行中止の通知を行います。
⑦スキースキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
⑧天災地災、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社が関係し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
●旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しません。
(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●添乗員等
添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行します。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な範囲といたします。旅行中、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。添乗員の業務は、原則として8時から20時までです。

●当社の責任及び免責事項
(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様

に損害を与えたとときは、お客様が被った損害について賠償いたします。
(2)手荷物について生じた(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限って、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償いたします。

●特別補償
当社は、お客様が当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物または被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。
-死亡補償金：1,500万円
-入院見舞金：2-20万円
-遠路見舞金：1-5万円
-機内見舞金：お一人1名につき5-15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします)。

●国内旅行保険への加入について
ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込書の取扱いに併せてお知らせいたします。

●事故等の申し出について
旅行中に、事故などが発生した場合は、直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込日にご通知ください。(もし、通知できない場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱いについて
当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申し込みいただいた旅行に関する運送・宿泊機関等の提供サービスの手配及びそれらのサービスの提供のための手配に必要範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店は、
①当社及び当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い
③アンケートのお願い
④特典サービスの提供
⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は2020年8月1日を基準としています。また旅行代金は2020年8月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

●お申込み・お問い合わせは

北海道知事登録旅行業 第2-470号・JATA正会員
北海道中央バスグループ
株式会社 **シービーツアーズ** 予約センター TEL.011-221-0912
本社 TEL.011-221-1122
札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2F
営業時間：平日9:00-18:00(土曜・日曜・祝日定休)
滝川営業所 TEL.0125-26-1188
滝川市栄町4丁目9番1号 旧滝川ターミナル3F
営業時間：平日9:00-18:00(土曜・日曜・祝日定休)

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
北海道白老町に2020 OPEN!
QRコード
ホームページ

弊社ホームページにてインターネット予約ができます!
cbt 旅 検索
https://www.cb-tours.com

FAX用紙に
1.コース名
2.出発日(第一希望・第二希望)
3.代表者および参加者全員の氏名・年齢・郵便番号・住所・連絡先をご記入ください。
※満席でお受けできない場合もございます。予約のご回答は営業時間内にさせていただきます。

旅行業公正取引協議会会員 JATA 一般社団法人 日本旅行業協会
総合(国内)旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ねください。